

2021.5.11.

小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D.
中央大学 国際情報学部 教授

個人情報保護法制の概要と職業安定法との関係

1. 日本の個人情報保護制度
 - 1-1. 制度の枠組み
 - 1-2. 個人情報取扱事業者の義務
 - 1-3. 法改正の動向
2. 欧米の個人情報保護制度
 - 2-1. GDPR (EU)
 - 2-2. FTC法 (米国)
 - 2-3. 制度枠組みの違い
3. 個別分野と個人情報
 - 3-1. 職業安定法と個人情報 (条文)
 - 3-2. 職業安定法と個人情報 (通達)
 - 3-3. まとめ

中央大学 国際情報学部 教授

【専門分野】

情報法、情報通信法

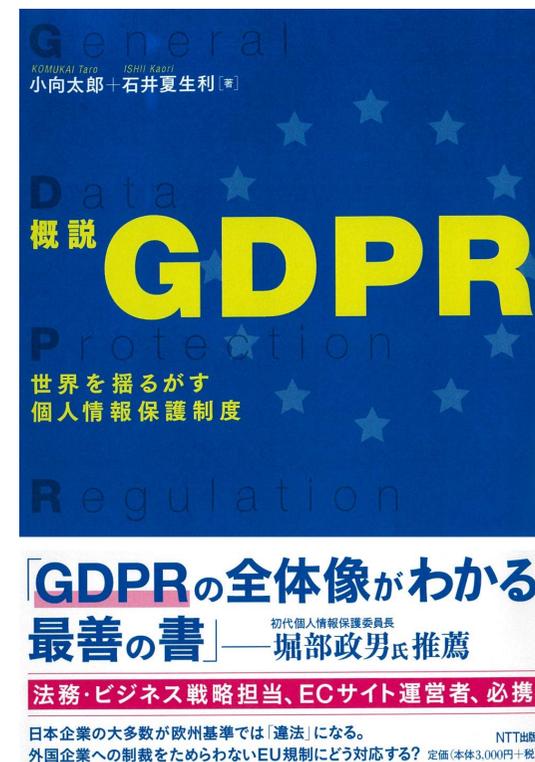
【主な著書】

『情報法入門（第5版）デジタル・ネットワークの法律』NTT出版、2020

『国際情報学入門』共著、ミネルヴァ書房、2020

『概説GDPR 世界を揺るがす個人情報保護制度』共著、NTT出版、2019

『基礎から学ぶデジタル・フォレンジック』共著、日科技連、2019等

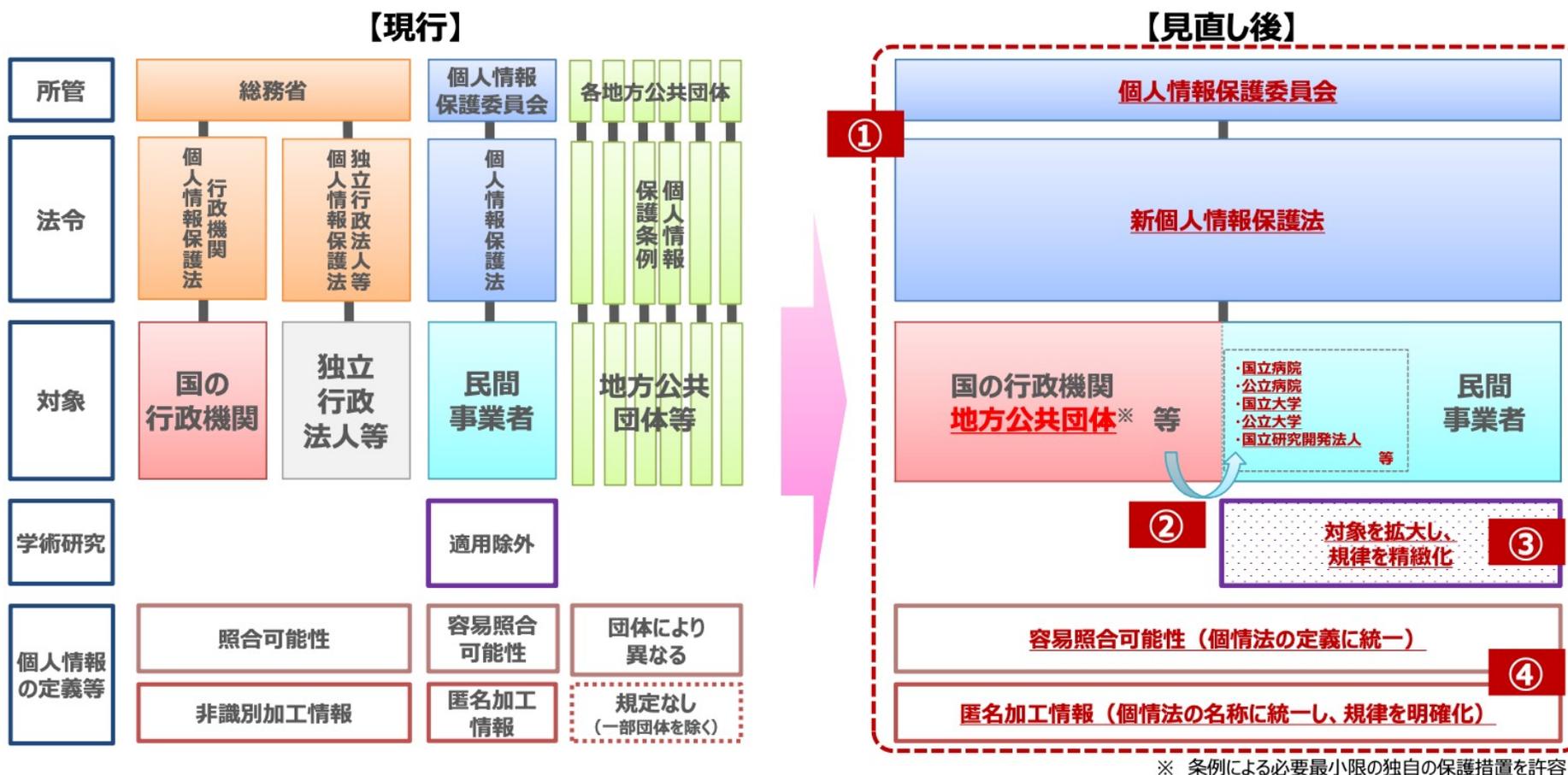


1. 日本の個人情報保護制度

1-1. 制度の枠組み

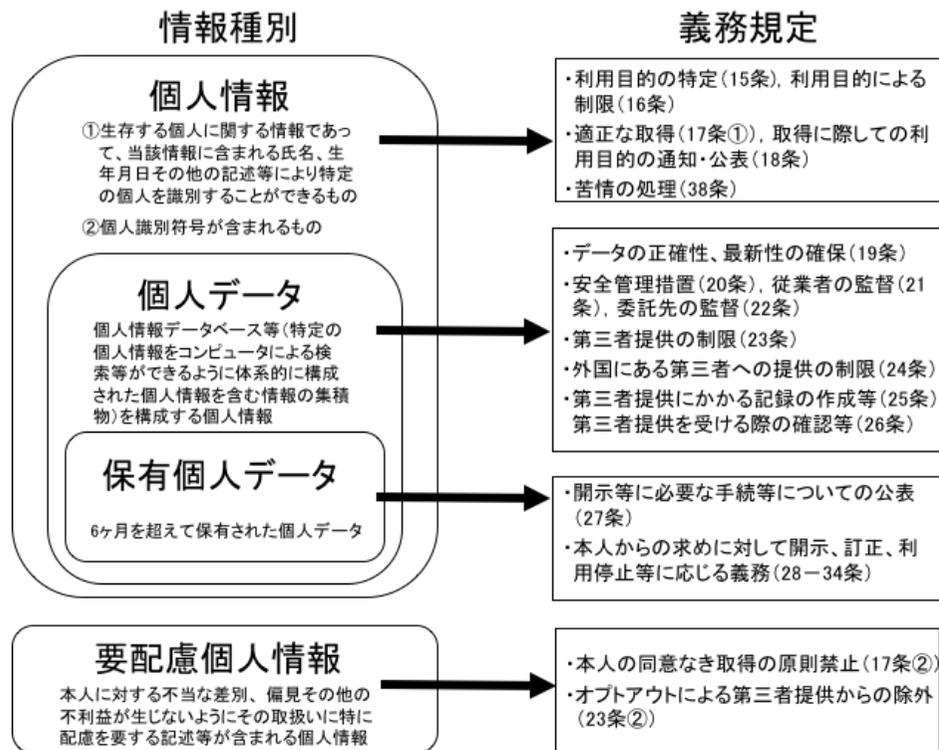
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（2021改正）

「個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化」



出典：個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書（概要）」令和2年12月

1-2. 個人情報取扱事業者の義務



- 個人情報：利用目的（特定、制限、通知・公表等）
- 個人データ：正確・安全、第三者提供の原則禁止
- 保有個人データ：本人参加
- 要配慮個人情報：本人の同意
- 義務違反への措置
 - － 報告徴収、助言等（32条-35条）
 - － 義務違反→勧告・命令等
 - － 命令等違反→処罰（6月以下の懲役、30万円以下の罰金）

出典：小向太郎「情報法入門（第5版）デジタル・ネットワークの法律」NTT出版（2020年）201頁

1-3. 法改正の動向 (1)

項目	2015年改正	2020年改正
対象情報	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の定義の明確化 要配慮個人情報（取得に本人の同意を要請） 小規模事業者の適用除外廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 提供先において個人データとなることが想定される情報（第三者提供に本人同意の確認義務） 短期保存データの適用除外廃止（開示等請求）
本人の請求権	<ul style="list-style-type: none"> 本人の開示，訂正等，利用停止等の求めは請求権であることを明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止・消去等請求権の要件緩和 電磁的記録による開示請求 個人データの授受に関する第三者提供記録の開示
事業者の義務等	<ul style="list-style-type: none"> 本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化 トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認・記録の作成義務） 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等に関する委員会への報告・本人への通知を義務化 オプトアウト規定による提供の対象から，①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データを除外

1-3. 法改正の動向（2）

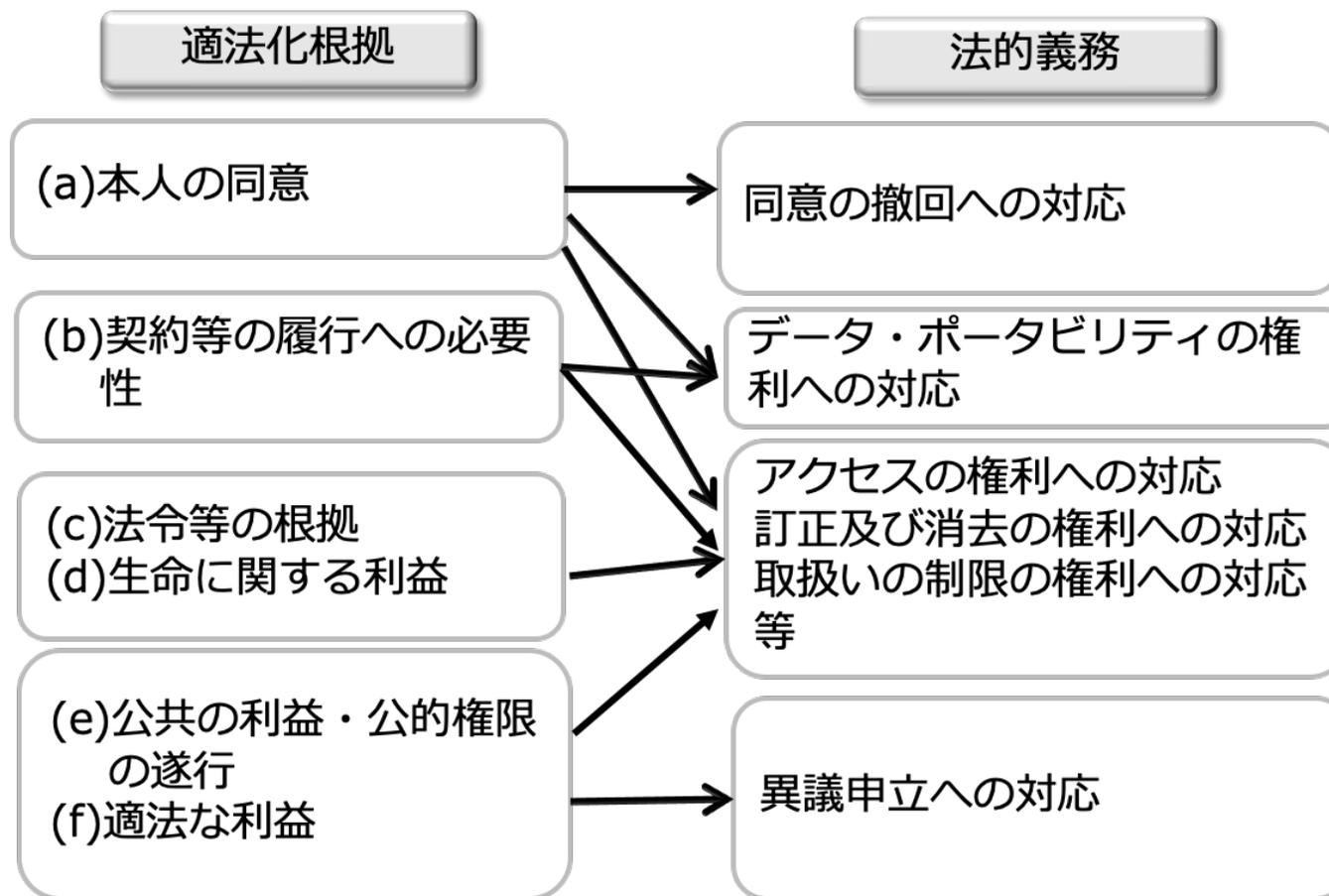
項目	2015年改正	2020年改正
規制・エンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会設立（権限の一元化、指導・立入検査権） 個人情報データベース等提供罪の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 命令違反・虚偽報告等の法定刑の引上げ 法人に対する罰金刑の最高額引上げ（1億円以下）
グローバル化関連	<ul style="list-style-type: none"> 外国事業者への適用 外国の第三者への提供に、①本人の同意、②日本と同等の保護水準の国、③個人情報保護法相当の保護体制整備、のいずれかを要請 	<ul style="list-style-type: none"> 外国事業者に対する報告徴収・命令（違反者への罰則） 移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実
データ利活用	<ul style="list-style-type: none"> 「匿名加工情報」の新設、加工方法・取扱い等の規定の整備 利用目的の変更に関する規定の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 「仮名加工情報」の新設（内部分析等に限定し、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和）

出典：各改正法の条文をもとに作成

2. 欧米の個人情報保護制度

2-1. GDPR: 適法な処理の要件

- 個人情報の取扱いには、何らかの正当化事由がなければならない（6条）
- 依拠する適法化根拠によって、事業者求められる対応が異なる



出典：GDPRの条文をもとに作成

2-1. GDPR: 本人の同意

	概要
①自由な同意	本人が自由に選択したものでなければ、有効な同意とはみなされない。同意を拒否したり、あとで撤回したりすると不利益を受けたりするようなことがあれば、その同意は、自由な同意ではない
②特定された同意	同意を取得する際には、どのような利用目的のためにどのように個人データが取り扱われるのかをはっきりさせ、その全てについて取得される必要がある。明らかに複数の利用目的がある場合に、包括的に同意取得することは許されない
③事前説明を受けた同意	同意が有効であるためには、本人が、少なくとも、管理者の身元、及び、その個人データについて予定されている処理の目的を認識していなければならない
④不明瞭ではない表示による同意	個人データの取扱いに対する同意であることがわかるように、他の契約条件等とは明確に区別して、本人の意思を確認する必要がある。一般の利用条件の中に同意を紛れ込ませてはならない。
⑤明らかに肯定的な行為による同意	同意は、本人がはっきりと表明したものでなければならない。

出典：第29条作業部会「同意に関するガイドライン（WP259 rev. 01）」（2017年11月28日、2018年4月10日最終修正・採択）等をもとに作成

2-1. GDPR: 適法な利益

本人の基本権とのバランス	追加的な安全策の評価
<ul style="list-style-type: none">• 利益の性質（基本権、その他の利益、公共の利益）• データが取り扱われない場合に、管理者、第三者又はより多くの人々が、被る可能性のある不利益• データの性質（機微情報該当性）• 本人（未成年者、従業員等）と管理者（市場支配的な地位にある企業かどうか等）の関係• データの処理方法（規模、データマイニング・プロファイリングの有無、公表の有無）• 本人の基本権や利益のうち、どのようなものが影響を受ける可能性があるのか、本人の合理的な期待を考慮• 本人への影響と、管理者が得られる利益の具体的比較	<ul style="list-style-type: none">• データの最小化（例えば、データ収集の厳格な限定、または使用後のデータの即時削除）• 当該データを利用して、個人に関する意思決定その他の行為が行われないようにするための、技術的および組織的措置（「機能的分離」）• 匿名化技術、データの集約、プライバシー向上技術（PET: Privacy Enhancing Technology）、プライバシー・バイ・デザイン、プライバシー・データ保護影響評価の幅広い使用• 透明性、一般的かつ無条件に異議を申し立てる権利（オプト・アウト）、本人の自由度を拡大するためのデータ・ポータビリティとその関連措置の拡大

出典：第29条作業部会「95年データ保護指令におけるデータ管理者の適法な利益の意義に関する意見書（844/14/EN, WP217）」2014年4月9日

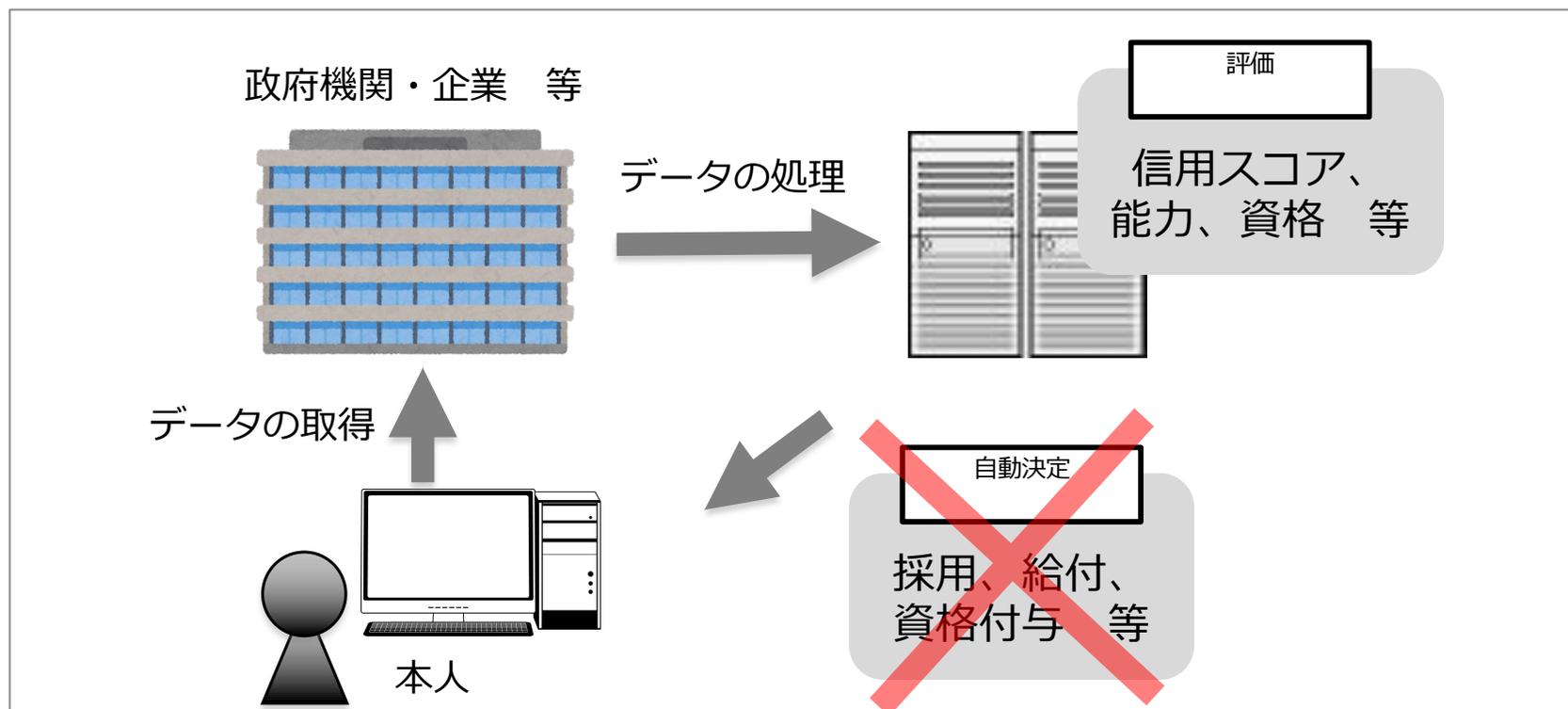
(参考) 本人の権利に関する規定

条文	規定	概要
第12条	情報提供の透明性	分かりやすい情報提供の措置を講じる
第13 - 15条	情報提供及びアクセス権	データ主体(本人)からの取得、本人以外からの取得のそれぞれについて、提供すべき情報の項目についての情報提供 本人が自分のデータに対してアクセスできる権利
第17条	削除権（「忘れられる権利」）	管理者に対して自己に関する個人データの削除を求める権利
第20条	データ・ポータビリティの権利	管理者に提供した個人データを他の管理者に移す権利（クラウド・コンピューティングやソーシャル・ネットワークサービスなどを想定）
第21条～ 第22条	異議申立権、自動処理決定(プロファイリング関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理に対して異議申立をする権利(プロファイリングへの異議申立も含む) ・ コンピュータ処理のみによる不利益な判断に服さない権利

出典：GDPRの条文をもとに作成

(参考) プロファイリング関係

- 個人の評価を目的としたコンピュータによる個人データ処理
- 本人は、自己に関する法的効果をもたらすか、又は、それに類する重大な影響を自己にもたらす、コンピュータ処理のみに基づく決定に服さない権利を有する。この処理には「プロファイリング」が含まれる。オンライン採用や信用評価、教育を受ける場面などで問題となり得る。



出典：GDPRの条文をもとに作成

2-2. FTC法（米国）

- 米国における個人情報保護制度
 - 個別的：民間・公的部門、業種・分野
 - 各分野の監督官庁による規制
 - 自主規制の重視
 - 消費者保護の観点から積極的な規制も
- 連邦取引委員会（FTC）
 - FTC法5条(a)「商業活動に関わる不公正な競争手段と、商業活動に関わる不公正または欺瞞的な行為または慣行は、違法であることがここに宣言される」（15 U.S.C. §45c）

(参考) カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)

主な項目	概要
開示請求権	消費者は、事業者が収集した個人情報の種類・個別情報等の開示を、無償で求めることができる（12ヶ月に2回まで）。個別情報を電子的手段により提供する場合、消費者が支障なく他の事業者に移行できるように、また技術的に可能な限り、移行しやすいフォーマットで提供しなければならない。
消去請求権	消費者は、事業者が収集した自己の個人情報の消去を求めることができる（商品やサービスの提供に必要な場合等正当な事由がある場合は除外）
オプト・アウト	消費者は、自己の個人情報の販売停止を求めることができる。このようなオプト・アウトが行いやすい仕組みをウェブ等に設けなければならない。対象となる消費者が16歳未満であることを知っている場合には、本人または親権者が積極的に許可した場合でなければ販売することができない。
差別禁止	消費者が本法に基づき、開示、消去、オプト・アウト等を求めたことを理由に、商品やサービスの提供を拒否したり、不利な扱いをしてはならない。

出典：小向太郎・石井夏生利『概説GDPR』NTT出版（2019）21頁

2-3. 制度枠組みの違い

	個人情報保護法 (日本)	GDPR (EU)	FTC法 (米国)
取得・ 利用時	利用目的の特定、 通知または公表等 (原則自由)	(a)本人の同意 (b)契約等の履行 への必要性	不公正または欺瞞 的な行為・実務は 禁止
利用目的 の変更・ 第三者提 供	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意 • 法令の根拠 • その他（生命の 保護等） 	(c)法的義務 (d)生命に関する 利益 (e)公共の利益・ 公的権限の遂 行 (f)正当な利益の 目的	
特徴	オプションは限定	オプトイン型	オプトアウト型

3. 個別分野と個人情報

3-1. 職業安定法と個人情報（条文）

第5条の4 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「**求職者等の個人情報**」という。）を**収集し、保管し、又は使用**するに当たっては、**その業務の目的の達成に必要な範囲内**で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

② 公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第51条 ②職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その**業務に関して知り得た個人情報**その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、**みだりに他人に知らせてはならない**。職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

3-2. 職業安定法と個人情報（通達）

- 厚生労働省職業安定局長「募集情報等提供事業者等の適正な運営について」職発0906第3号（令和元年9月6日）

「個人情報を収集する際には、**本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段**によらなければならないこと。本人の同意を取得する場合には、その判断が形式的なものとならないよう、収集される個人情報の内容及び取扱いの目的について、本人が的確に判断できるよう具体的に示すこと。また、当該サービスの利用状況等に応じ、同意することをサービス利用の条件にすることで実質的に同意を余儀なくさせるような取扱いをしないこと」

「本人の同意なく、あるいは仮に同意があったとしても同意を余儀なくされた状態で、学生等の他社を含めた就職活動や情報収集、関心の持ち方などに関する状況を、本人があずかり知らない形で合否決定前に募集企業に提供する事は、募集企業に対する学生等の立場を弱め、学生等の不安を惹起し、就職活動を萎縮させるなど学生等の就職活動に不利に働く恐れが高い。このことは本人同意があっても直ちに解消する問題ではなく、**職業安定法第51条第2項**に違反する恐れもあるため、今後、募集情報等提供事業や職業紹介事業等の本旨に立ち返り、このような事業を行わないようにすること」

3-3. まとめ

- 日本の個人情報保護法は、本人の意思を反映しうる場面が、ほぼ第三者提供と利用目的変更の場合だけに限定されており、例えば、**本人が望まない情報が収集・利用**されても、法律上は**問題とされない場合**があることが指摘されてきた。
- 個人情報利用の多様化によって、内部利用についても、**本人の意思に反する利用を抑制**し、**弊害や危険の大きな行為類型を制限**することで、弊害を予防したり、解消したりする必要性は大きくなっている。このような観点から、2020年改正では、一定の場合に本人の意思を反映させるために、**利用停止・消去等請求権の要件が緩和**されている。
- 従来から、事後的に**第三者提供**や**利用目的変更**を行うためには、原則として**本人の同意**が求められているが、①**包括的な同意**が認められていること、②**本人への説明が不十分**な場合が多いこと、などが問題点として指摘されている。より、実質的な説明が必要だという指摘があり、より明確な利用目的の公表を求めることも検討されている。
- 個別の法分野において、個人情報保護に関するその分野の法目的や状況に応じた特別な規制を行うことはあり得る。個人情報保護委員会との連携を図りながら、適切な規制を行うことが望まれる。